

政策整理番号	3	施策番号	6	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)		
対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 子ども家庭課	関係部課室		
政策名	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり			政策番号	1 - 1 - 3	
施策番号	6	施策名	子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実			
施策概要	子どもの虐待や不登校、育児不安など、子どもに関する問題が深刻化していることから、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもと家庭を総合的に支援、育成する相談・支援体制の充実を図ります。					
政策評価指標 / 達成度	児童相談所における児童虐待相談の相談率	A				

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果					活動(事業)によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	放課後児童クラブ等活動促進事業 【子ども家庭課】	児童	市町村が実施する放課後児童クラブ運営事業に対して補助する。	補助クラブ数(クラブ)	109 106,894 980.7	108 124,218 1150.2	122 142,552 1168.5	昼間、保護者のいない家庭の児童(主に小学校低学年)の健全な育成を図る。	対象児童数(人)	3,449	3,929	4,472
2	子どもメンタルサポート事業(子どもメンタルクリニック事業) 【子ども家庭課】	児童患者等	クリニックを開設し、児童精神科医を中心として、心の問題を抱える児童等の治療や家族に対する専門的ケアを行う。	開所延日数(日)	276 5,812 21.1	333 5,954 17.9	386 6,970 18.1	不登校やひきこもり等、心に問題を持つ子どもやその家族に専門的ケアを実施し、子どもの健やかな成長を図る。	患者延人数 新患診療数(人)	3,127 406	3,346 633	4,579 745
2	子どもメンタルサポート事業(子どもデイケア事業) 【子ども家庭課】	児童患者	ADHD等心の問題を抱える子どもたちに、精神科医療の一形態であるデイケアを実施する。	開所延日数(日)	179 2,530 14.1	189 2,238 11.8	193 2,312 12.0	社会に適應できない子どもを対象に、生活技能を高める訓練や学習プログラムを提供し、適應能力の向上を図る。	延利用者数(人)	600	703	934
2	子どもメンタルサポート事業(学校不適應対策総合推進事業) 【子ども家庭課】	児童・職員	適應指導教室(けやき教室)に職員等を派遣し、運営の支援及び保護者の相談対応等を行う。	実施回数(回)	6 453 75.5	4 252 63.0	7 215 30.7	適應指導教室(けやき教室)に職員を派遣し、児童・生徒やその家族に支援を行い、不登校児等のより健全な育成を図る。	巡回指導参加者(人)	68	49	58
3	母子保健児童虐待予防事業(児童虐待等研修会) 【子ども家庭課】	市町村及び県の母子保健関係者	基礎研修及び専門研修を開催した。	開催回数(回)	6 2,112 352.0	4 2,280 570.0	4 1,546 386.5	基礎的な知識の習得や技術の向上を図る。	参加者数(人)	254	138	157

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	概ね有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・国と連携を図りながら、児童相談所等の体制を整備するとともに、市町村や民間団体への支援・助言等を行う県の役割分担に沿って設定・実施されており、県の関与は適切である。 ・児童虐待をはじめ子どもとその家庭を巡る問題が増加している現在の社会経済情勢を踏まえて事業が構成されている。また、目的、対象者等に応じて事業が適切に設定されており、重複や目的が矛盾する事業はない。 以上のことから、「適切」と判断する。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・政策評価指標の達成は、子どもを取り巻く困難な状況が増加したと解されるが、相談体制の整備・充実が図られたことにより、これまで表面化しにくかった児童虐待について、相談件数が増加したためとも考えられる。 ・厳しい財政状況から事業費を圧縮せざるを得ず、事業費を圧縮した事業については成果の落ち込みがみられる事業もあるが、全体的に見れば「概ね有効」と評価できる。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・各事業の効率性において、一部事業において向上が困難なものもあるが、相対的には向上していると認められ「概ね効率的」と判断する。</p>

B 施策評価(総括)

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3 を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・各事業は、施策の目的とするすべての子どもの健やかな成長のために、成果が上がっており、また、概ね効率的に執行されており、施策全体としては「概ね適切」と判断する。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・子どもの虐待や不登校、育児不安など、子どもに関する問題が増加しつつ深刻化している中で、厳しい財政状況を踏まえた効率的な事業の展開を図っていく。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>少子化対策の中心的な柱の一つである仕事と子育ての両立支援にとって不可欠の事業であり、ニーズも高い。市町村が実施する事業に、国と県が費用を適正に助成している。</p>	<p>放課後児童クラブ利用児童数は着実に伸びており、共働き家庭における仕事と家庭の両立支援に有効的に機能している。</p>	<p>事業費は、市町村が実施する事業に対し3分の2補助が基本であり、効率性は、主に実施市町村の事業の効率性に委ねられる。1クラブあたりの事業費は上昇しているが、対象児童1人当たりの県事業費は概ね横ばいで推移しており効率的に執行されていると判断する。</p>
<p>・心の問題を有する児童の著しい増加、またその内容の多様化から、児童精神科医による専門的な子どもの治療と親へのケアを行うことは、子どもの健全育成にとって重要であり、ニーズも高い。 ・個々の診療にかかる時間や労力、きめ細かさ考えると民間機関では取り組みにくく、県の関与が適切と考える。</p>	<p>児童のメンタルケア及び発達障害に関する相談のニーズが高まる中において、平成18年度からの新たな診療室の設置や医師の増員、関係機関との連携やホームページ等での事業実施の周知により、より多くの児童の治療等をタイムリーに行うことができた。</p>	<p>・患者一人当たりの事業費は横ばい傾向であるが、患者数が増加していることを考えれば、事業は効率的に実施されたと考える。クリニックの運営を充実させるために必要な経費であるため、削減は難しい。 ・クリニックの診療報酬のうち一部(3割)を事業費に繰り入れており、患者数の増加により収入も増加している。</p>
<p>不登校や発達障害等集団生活に支障を来し、精神医学的な関わりを必要とする児童に対し、集団の場面において、専門的治療として社会適応訓練を行うことは重要であり、県が先導的に行う業務と考える。</p>	<p>・クリニック受診者が増加する中で、効率的・効果的なプログラム提供の検討・実施により、より多くの児童に対しデイケアを実施することができた。 ・クリニックにおいての個々の診療からデイケアプログラムの提供まで一貫して行うことにより、相談・支援体制の充実が図られた。 ・不登校の児童が登校出来るようになったり、家族への働きかけにより、家族関係の改善がみられている。</p>	<p>・患者一人当たりの事業費は横ばい傾向であるが、患者数が増加していることを考えれば、事業は効率的に実施されたと考える。デイケアの運営を充実させるために必要な経費であるため、削減は難しい。 ・クリニックの診療報酬のうち一部(5%)を事業費に繰り入れており、患者数の増加により収入も増加している。</p>
<p>増加する不登校児を適切にケア・フォローし、その家族に対して支援することにより、児童生徒の復学や社会的自立を促すことは、子どもの健全育成にとって重要であり、県が先導的に行う業務と考える。</p>	<p>適応指導教室(けやき教室)への職員等の派遣回数を増やすことで、不登校児・保護者の参加者を増加させた。</p>	<p>一般事務費の縮減などを行い、効率的に事業を実施できたものとする。</p>
<p>虐待予防の専門的な視点を持つ関係者の継続的育成は、単独市町村で実施することは困難であり、県で実施することが妥当である。</p>	<p>受講者の数は増減があるが、研修を受講した関係者の問題意識が高まり、副次的に事例検討会の開催回数が増加するなどの成果があがり有効であったと考える。</p>	<p>単位あたり事業費が変化しとはいえないが、研修の階層化、子どもセンターとの役割分担などにより効率的に実施できた。</p>

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
<p>「宮城の未来ビジョン」における位置づけ</p>	
取組番号	取組名
拡充	<p>共稼ぎ家庭の子どもたちの健全育成を図るため、県として市町村が事業を実施しやすくなるよう一層取り組む必要がある。</p>
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
拡充	<p>児童精神科医による心の問題を有する子どもの治療や親に対する専門的なケアを行うことは子どもの健全育成にとって重要であり、ニーズも高く、県としてより一層取り組む必要がある。</p>
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
維持	<p>ADHD(注意欠陥・他動性障害)など精神医学的な支援を必要とする子どもに対し、専門的治療として社会適応訓練を実施する先導的かつ重要な事業であり、子どものメンタルサポートに県として一層取り組む必要がある。</p>
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
維持	<p>不登校児を適切にケア・フォローすることにより、当該児童の成長を支えるとともに、学校生活への復帰を促進する事業であり、継続して実施する必要がある。</p>
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
維持	<p>虐待予防に対する市町村の取り組みにはまだ格差があり、県の関係機関が連携して関係者の育成を行う必要がある。</p>
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果							活動(事業)によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績 指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果 指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円)					成果指標の値		
					単位当たり事業費(千円)					成果指標の値		
3	母子保健児童虐待 予防事業(処遇困 難事例検討会への 助言者派遣) 【子ども家庭課】	保健福祉事 務所(関係 職員)	各保健福祉事務 所主催の処遇困 難事例検討会に 子ども総合セン ター等から助言者 を派遣した。	派遣回数 (回)	22	18	24	処遇困難事例の 支援について検 討し、今後適切 な支援を提供す る。	参加者数 (人)	232	218	未確定
					2,112	2,280	1,546					
					96.0	126.7	64.4					
3	母子保健児童虐待 予防事業(EPDSに よるスクリーニン グ後の適切な継続 支援) 【子ども家庭課】	保健福祉事 務所, 市町 村関係職員	保健福祉事務所 が市町村の新生 児訪問事業に技 術支援した。	市町村母子 保健事業へ の助言・相 談回数 (回)	25	53	未確定	育児不安や気にな る母を早期に 把握し適切な支 援を行う。	新生児訪問 等の継続訪 問件数 (件)	7,134	7,207	未確定
					2,112	2,280	1,546					
					84.5	43.0						
3	母子保健児童虐待 予防事業(母と子 のグループミーテ ィング) 【子ども家庭課】	保健福祉事 務所	育児不安や虐待 のおそれ等ある 母親を対象に、互 いの体験や感じて いることを話すグ ループミーテ ィングを実施した。	実施保健福 祉事務所 (事務所)	3	4	4	母親が自分を振り 返り、育児行動 に自信を持つこ とができたり、育 児に対する問題 についての解決 の糸口を得るこ とができた。	参加者数 (人)	100	238	131
					2,112	2,280	1,546					
					704.0	570.0	386.5					
4	次世代育成支援対 策推進事業(子ども 専用相談推進事 業) 【子ども家庭課】	児童	子ども専用相談に 寄せられた相談か ら施策の課題把握 と分析を行う。	電話相談受 付日数 (日)		163	240	子ども関連施策 の検証と今後の 施策への反映を 行う。	相談件数 (件) 検討部会開 催件数 (回)	1012 1	858 3	
						2,750	2,600					
						16.9	10.8					
4	次世代育成支援対 策推進事業(子育て フォーラム) 【子ども家庭課】	県民	子育てフォーラム 等を開催し、次世 代育成の機運醸 成を図る。	開催回数 (回)	1	3	2	子育てフォーラ ムを県内2箇所 で開催し、基調 講演を行うなど 地域全体での次 世代育成の機運 醸成を図る。	参加者数 (人)	223	460	300
					1,273	2,108	1,080					
					1273.0	702.7	540.0					
5	不妊治療相談・助 成事業(特定不妊 治療費助成事業) 【子ども家庭課】	県民	1年度あたり10万 円を限度に、体外 受精・顕微授精の 治療に要した費用 の一部を助成し た。	広報回数 (回)		16	3	経済的・精神的 な負担の軽減を 図る。	助成件数 (件)	142	172	
						20,602	19,712					
						1287.6	6570.7					
5	不妊治療相談・助 成事業(不妊専門 相談センター事業) 【子ども家庭課】	県民	不妊専門相談セン ターにおいて相 談を実施すると ともに、不妊に対 する事業について懇 話会を実施した。	開設日数 (日)		49	45	不妊に関する治 療等の情報提供 や精神的・身体 的相談に応じた 。	相談件数 (件)	130	108	
						2,632	2,114					
						53.7	47.0					
6	親(母)と子の宿泊 型生活サポート事 業 【子ども家庭課】	要支援母子	すこやかハウス で、母と子が一緒 に生活しながら、 母に対して育児生 活技術を高めるた めの支援をした。	すこやかハ ウス開所延 べ日数 (日)		24	158	施設分離してい る親子の早期再 統合及び虐待の ない親子関係の 実現。	延利用者数 延利用家族 数 (人) (家族)	199 (55)	1,025 (312)	
						35,038	11,337					
						1459.9	71.8					

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
虐待予防に関する助言者の確保と効率的な派遣のためには、広域的な機関で派遣をコーディネートすることが必要であり、県の関与は適切である。	参加者数に大きな変化はないと考えられるが、助言者を派遣する事例検討会と関係者のみの事例検討会が開催されるようになっており、処遇困難事例には助言者を派遣するなど、より有効に活用されている。	助言者の派遣は処遇困難な事例に絞られており、効率的に活用されている。
母子保健分野の虐待予防のノウハウを県全体で底上げしていくために県の関与は必要である。	ハイリスクの母を早期に把握することにより、出生間もない時期からの支援が継続的に実施できるようになった。	保健福祉事務所職員の技術支援で低予算で有効に活用された。
保健福祉事務所で実施することにより、匿名性とある程度の対象者数の確保が図れ、県の関与は適切である。	実施保健福祉事務所は変化しておらず、実施の困難性があるが、事業実施により参加者の変化が把握され虐待が未然に防がれているなどから事業実施は有効である。	単位あたり事業費は減少しており、おおむね効率的に実施された。
・NPOに委託する相談業務報告をもとに行政が検討部会で分析・検討を行い、施策へ反映するという役割分担は適切であると考え。 ・いじめや児童虐待など、子どもを取り巻く環境の実態を子ども自身からの声の聴取により把握・分析し、施策へ反映する必要がある。	・いじめによる自殺が相次ぐなど、子どもの事件・事故が多発する中、子どもが自分自身で悩みを相談できる電話相談の設置は社会的有効性が高いと考える。 ・相談件数は減少しているが、相談1件当たりの通話時間は、8.0分(H17)から10.7分へと増加し、相談への対応が充実してきたと評価する。 ・これまでの4回の部会で「性の問題」について分析・検討が行われ、今後の施策の基本的方向性が示された。	・相談体制が確立されたことから、1日当たりの経費が軽減され、効率的に運営された。
・少子化、核家族化が進展しているなかで、子育ての孤立化が起きており、地域全体での子育ての重要性を認識してもらう必要がある。 ・当該事業は国庫10/10事業であり、地域性を考慮しなければならず、県が関与するのは適切なものである。	・開催回数により参加者数に増減はあるが、参加者のアンケート結果から、フォーラムに参加して良かったとの意見が多数あり、また、次世代育成の機運を十分に醸成できた。	・事業費は適正、かつ、効率的に執行された。特に、保育の世界で全国的に著名な人物を低廉報酬で招聘することができた。
不妊治療という特殊性から、専門機関であり匿名性も確保でき、住民の利便性からも保健所等での事務とすることが適当。また国庫補助の対象として県での実施が求められている。	申請件数は増加しており、成果は上がっている。	少ない広報回数で申請件数が増加しており、効率的に実施された。
不妊治療という、高度に専門的な先端医療の相談内容に対応することができる現在の専門機関に委託することが適切と考える。	周知不足から相談件数に顕著な増加がみられなかったが、相談者の満足度は高く、概ね有効だった。	昨年度より低い事業費であったが、事業内容は昨年並みに維持することができたため、効率的に実施できた。
虐待により保護した児童の家族再統合が課題となっている状況を踏まえ、その課題解決に向けて、全国に先駆けて県が主体となり実施している事業である。運営会議等において市町村や民間団体と定期的に連携を図っており、適切な役割分担も図られている。	延べ利用者数は増加しており、虐待の再発防止や家族再統合に寄与したものである。	単位当たり事業費は大幅に減っており、事業は効率的に執行されている。

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	処遇困難事例について専門家から助言を得る機会を確保することは、虐待予防に関わる職員の意欲を高めよりよいケアの提供が期待できるため、取り組みの維持が必要。
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
維持	ハイリスクの母の早期支援が実現しつつあり、今後は、支援の室を高めるための取組が必要。
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
拡充	虐待予防に対する有効性が認められるため、保健福祉事務所での開催のほか、地域に適した多様なグループミーティングのあり方を検討し開催数を増やす必要がある。
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
縮小	業務委託のうち電話相談を終了し、電話相談受付者などの子どもの育ちや成長に関わる者のスキルアップ研修等の企画・実施業務を継続する。
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
維持	・少子化、核家族化の進展による子育ての孤立化を防ぐためにも次世代育成の機運醸成を図る必要がある。
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
拡充	所得制限の拡大と助成回数増加が決定しており、今後さらに申請件数の増加が見込まれる。
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
維持	不妊に関する潜在したニーズはまだあると思われ、治療のルートにのらない不妊の悩みを持つ者がアクセスしやすいよう周知をはかる必要がある。
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
廃止	プロジェクトMによるH17～H19の3ヶ年度に期間設定をして実施している事業である。
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果							活動(事業) によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
7	ファミリーグループホーム事業 【子ども家庭課】	里親	保護を要する児童に対し、家庭的な環境を提供するため、1ホームの運営を行った。	ホーム設置数(ホーム)		1	1	保護を要する児童を家庭的な環境で心身共に健全に育成し、児童の自立の支援を行う。	委託児童数(人)		3	3
8	子ども総合センター整備事業 【子ども家庭課】	-	子どもと家庭を総合的に支援する拠点として、将来的な施設整備を検討する。	整備進捗率	0	0	0	あらゆる子どもと家族、関係機関を対象に支援、相談等、総合的に子育て支援活動を行う拠点を整備する。	-	-	-	-
事業費計(千円)					125,410	205,412	195,796					

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
保護を要する児童が増加傾向にあり、より家庭的な環境での児童の養育が求められる中で、他に同種の事業もないことから適切であると評価する。	平成17年度に引き続き、児童3名の委託であったことから概ね有効であったと評価する。	平成17年度はホームの改修経費のみであることから、単純な比較はできないものの、概ね効率的であったと評価する。
施設の老朽化に伴う新施設の確保が急務となっており、新施設の今後のあり方等を構想としてとりまとめたものであり、今後の事業展開についての事前調査としては妥当と考える。	施設整備に関する構想をとりまとめたことにより、整備計画策定等の今後の作業につながるものである。	短期間で人件費以外に特段の経費を用いず検討したものであり効率的に実施したと評価する。

施策を構成する事業の方向性

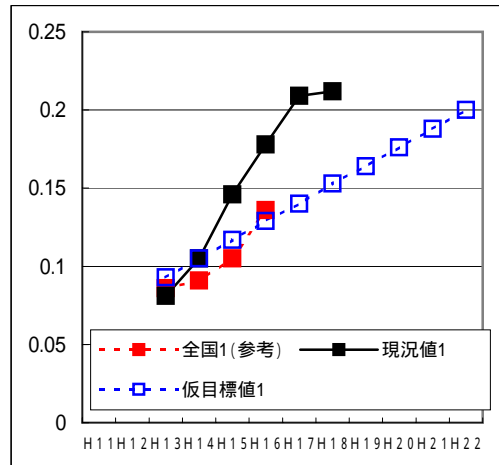
活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
'宮城の将来ビジョン'における位置づけ	
取組番号	取組名
拡充	保護を要する児童に家庭的な環境を提供し、児童の社会的自立を促進するものであり、事業の必要性は高いと考える。今後は、ホーム数の増加に向け、重点的に取り組む必要がある。
取組13	次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
拡充	子ども総合センター、中央児童館とも施設が老朽化している上、子どものメンタルケアに対するニーズの高まり、健全育成のあり方、新たな課題への対応等ソフト・ハード両面に対して見直しが必要となっている。

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 3 施策番号 6

対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 子ども家庭課	関係部課室	
政策名	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり			政策番号	1 - 1 - 3
施策番号	6	施策名	子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実		

政策評価指標		単位						
児童相談所における児童虐待相談の相談率		%						
目標値	H17	0.14	H22	0.20				
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H13		H13	H14	H15	H16	H17	H18
現況値	0.081		0.081	0.105	0.145	0.178	0.209	0.212
仮目標値			0.093	0.105	0.117	0.129	0.140	0.153
達成度			B	A	A	A	A	A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

本県の0～18歳までの人口(仙台市を除く)に対する児童相談所における児童虐待相談数の割合

政策評価指標の選定理由

・平成14年度行政評価において、部会から「政策評価指標としては、不登校よりも児童虐待問題など緊急性のあるものを取り上げるべき」との意見を受け、児童虐待等の相談件数や相談率などを含め、検討した結果、「児童相談所における児童虐待相談の相談率」を政策評価指標とした。なお、相談率が高くなることは、これまで表面に出にくかった虐待相談が、体制が整備されることにより相談件数が増加し、施策目標の「子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実」が図られた結果であると考えられる。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・地域子どもセンター(児童相談所)における相談件数は、平成13年度4,682件、平成14年度4,786件、平成15年度4,955件、平成16年度5,107件、平成17年度5,440件、平成18年度5,876件と、児童虐待に限らず年々増加しており、社会における認知度の高まり及び体制の拡充による利用増と考えられる。
 ・これまでの傾向から予想されたとおり、平成18年度も目標値を達成していることから、相談体制の周知については実現されていると判断される。さらには、石巻地域子どもセンター-気仙沼支所の設置(平成18年4月)により相談機能が一層拡充されたところである。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・「児童虐待相談件数(率)」の増加そのものが当施策の指標としての確かかどうか、再度指標の検討が必要である。なお、新たな設定を行うまでは、当面現状維持を目標とする。

